一	［略］
二	［略］
三	［略］
四	［略］
五	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税通則法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十三号）による賦課に関する事務
六	［略］
七	［略］
八	［略］
九	［略］
十	［略］
十一	［略］
十二	［略］
十三	［略］
十四	［略］
十五	国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付若しくは充当、附帯税（同法第二条第四号に規定する附帯税をいう。）の減免、調査（犯則事件の調査を含む。）、不服審査その他の賦課又は徴収に関する事務
十六	［略］

［十七～三十七　略］

第四十五条　法別表第一の五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

六　雇用保険法施行規則第百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同令第百十条の三第三項の障害者トライアルコース助成金、同令第百十五条第十八号の障害者雇用安定助成金及び同令第百二十五条第十項の障害者職業能力開発コース助成金の支給に関する事務

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二	［同上］
三	［同上］
四	［同上］
五	［同上］
六	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十三号）による賦課に関する事務
七	［同上］
八	［同上］
九	［同上］
十	［同上］
十一	［同上］
十二	［同上］
十三	［同上］
十四	［同上］
十五	［同上］
十六	国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付若しくは充当、附帯税（同法第二条第四号に規定する附帯税をいう。）の減免、調査、不服審査その他の賦課又は徴収に関する事務
十六の二	［同上］

［十七～三十七　同上］

第四十五条　法別表第一の五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

六　雇用保険法施行規則第百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同令第百十条の三第三項の障害者トライアルコース助成金、同令第百十五条第十八号の障害者雇用促進等助成金及び同令第百三十八条第二号の三の障害者職業能力開発助成金の支給に関する事務

附　則

この命令は、平成三十年四月一日から施行する。

○内閣府・総務省令第三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二十条　法別表第二の二十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 ［一～二　略］ 三　地方税法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項の均等割の非課税措置、同法第三十四条第一項第六号及び第四項並びに第三百十四条の二第一項第六号及び第四項の障害者控除、同法第三十四条第一項第八号及び第三項並びに第三百十四条の二第一項第八号及び第三項の寡婦（寡夫）控除、同法第三十四条第一項第十号及び第三百十四条の二第一項第十号の配偶者控除、同法第三十四条第一項第十号の二及び第三百十四条の二第一	**第二十条**　法別表第二の二十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 ［一～二　同上］ 三　地方税法第三十四条第一項第十号若しくは第三百十四条の二第一項第十号の配偶者控除、同法第三十四条第一項第十号の二若しくは第三百十四条の二第一項第十号の二の配偶者特別控除又は同法第三十四条第一項第十一号若しくは第三百十四条の二第一項第十一号の扶養控除の適用に関する事務　納税義務者若しくはその配偶者若しくは扶養親族に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報